

パッカー車の自社洗車場を通知した経緯

クリーンセンター業務課

現クリーンセンター施設は稼働から 30 年以上が経過し、老朽化が進み、平成 31 年 2 月に、現有地において 35 年使用できる新施設を建設する事が決定しましたが、新施設の建設は現在のごみ処理施設を稼働しながら建替えをするため敷地に余裕がない状況です。

現存の洗車スペースは仮設リサイクル場の予定地となっており、敷地内に 2 台分の洗車場を設置することとしています。

また、新施設建設後は、カラス対策など周辺環境対策として、焼却炉の建屋の中に洗車場 2 台分を入れる計画となっています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第一項第一号ロでは「一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること」とされており、本来、収集車両を清潔に保つことは事業者の責務であることから、新施設建設を機に現在の洗車場運用を見直すこととし、各事業者に洗車場施設の整備を求めたものです。

【洗車場に関する説明及び通知】

令和 2 年(2020 年)2 月	事業者への説明会を 2 回開催
令和 2 年(2020 年)3 月	事業者への質疑回答(コロナ対策のため文書回答)
令和 4 年(2022 年)1 月	事業者へ説明会内容について再確認の通知